

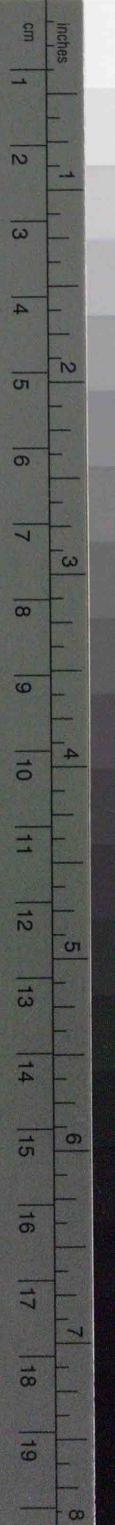
30508

教科書文庫

3
110
42-1892
20003 02848

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

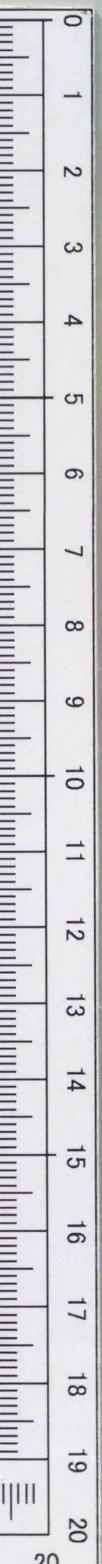


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

資料中央図書館

395.1
Gall

學海指針社編

生技用

高等
科用

皇民修身錄

卷之六

版權所有
集英堂藏板



勅諭

朕惟ノニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ憶
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱俗遵守ス一キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

高等
科用

皇民修身鑑卷之六

學海指針社 編

第一 孝行

- 世俗ニ所謂、不孝ナル者ニ五ツアリ。
- 其四肢ヲ惰リテ、父ノ養ヲ顧ミザル、一ノ不孝ナリ。
- 博奕・飲酒ヲ好ミ、父母ノ養ヲ顧ミザル、二ノ不孝ナリ。
- 貨財ヲ好ミ、妻子ニ私シテ、父母ノ養ヲ顧ミ

ザル、三ノ不孝ナリ。

○耳目ノ欲ニ從ヒ、以テ父母ノ戮ヲ爲ス、四ノ不孝ナリ。

○勇ヲ好ミ鬪狼シテ、父母ヲ危クスル、五ノ不孝ナリ。

○川井東村は大坂の人なり、孝心深きものにて、常に父母の心を慰むることに、餘念なかりき、さるを東村性として酒を好み、常に大飲したりければ、其親しき醫師、東村に向ひ、大酒一て身體を傷ふは、親

を思はざる不孝の所行なりと、諒めければ、東村はうの言に感ヒ、うれより酒を慎みて、大飲することなかりきとす。

第二 友愛

○兄弟中睦シキハ、家ノ榮ユル基ナリ。兄弟中惡シキ時ハ、他人ソノ間ニ立チ入りテ、遂ニ禍ヲ釀スコトアリ。

○サレバ、兄姉ハ弟妹ヲ愛シ、弟妹ハ兄姉ヲ敬ヒテ、相共ニ家業ノ繁榮ヲ謀ルベシ。

○斯ノ如クスル時ハ、他人イ力程、其間ニ立チ入ラント謀ルトモ、其隙十キモノナリ。

○濱林忠三郎は陸前の國の人なり、父母は早く死して、姉と兄と相繼ぎて盲目となりければ、活計日増に困窮したるを、忠三郎は幼弱の身ながら、日夜兄姉を養ふに怠らざりければ、官うの誠心を感じて、厚く賞與せられたりといふ。

第三 和順

○夫ハ外ヲツトメ、婦ハ内ヲ治ムルモノナリ。

故ニ婦ハ早ク起キ、遲ク寐子、家事ニ心ヲ用ヒテ、儉約ヲ專トシ、舅姑ニ能ク仕ヘ、夫ノ姉妹ト親ミ、家ノ下人ヲ憐ムベシ。

○コレニ引き替ヘテ、朝寐ヲ好ミ、髪ケハヒニ日ヲ暮シ、物見遊山ニ惜ムベキ、金銀ヲ費ヤシテ、家事ニ心ヲトミメズ、夫ノ兄弟ニ疎略ニシテ、下人ヲムゴク使フナド、皆婦タルモノ、最モ忌ムベキ行ナリ、斯ノ如キ時ハ、夫婦ノ間、イカンヅ和合スベケンヤ。

○紀伊の人松本某の妻黒柳氏は、貞順にして其夫に敬事し、又舅姑に仕へて孝養忘なく、生の親・養の親、相繼ぎて身まかりける時も、これを悼むの情は、彼此のへだてなく、禮を盡して追善を營み、能く内を治め、家を齊へて、聊もとり亂したことなく、又奴婢等をいたはりて召使ひ、勤儉を以て家法を立てければ、貧を救ひ窮を恤むも、家計猶ほ饒なるを得たりとなん。

第四 母儀

- 子ヲ養ヒテ教ヘザルハ、父母ノ過ナリ。
- 子ヲ教導スルコトハ、等シタニ親ノ役目ナレドモ、殊ニ母親ノ責ヲ重シトス。
- 母タルモノ、其子ヲ養フノミニテ、教導スルコトナクバ、爭デ力其務ヲ盡セル者ト云フベケンヤ。
- 母親ハ、其子ノ褓襁^{ボウバン}ノ中ニアル時ヨリ、親シク教養ヲ加フベキモノナレバ、能ク母儀ヲ修メテ、其子ニ惡癖ヲ付クルコト勿レ。

らるゝに至れりとなり。

第 五 勸勉

○人生幾バク時ゾ、光陰ハ矢ノ如シ。之ヲ惜
マズシテ浪ニ費ヤセバ、禽獸ト異ルコトナシ。
天ノ人ヲ生ズルヤ、豈ニ徒ニ五體ヲ具ヘテ、
天地ノ間ニ呼吸シ、昆蟲ト並ビ活キシムル爲
ナランヤ。
○徳ノ世ニ顯ル、ナク業ノ人ニ益スルナキ
ハ、禽獸草木ダニモ若カズ。

要を得一人なり、深く侯を愛して、常にこれを教導
一けるに、ある時候より牽牛花一盆を贈られしに、
院はこれに答へて曰く、人の命はこの花の如く、い
と短きものなり、されど短きものも其養よろしき
を得る時は、長からむることを得べし、この心を
推して民を治めなば、國運などか長からざらん、ゆ
めゆめ怠るべからず、とありければ、侯は謹みて
の教を受け一かば、後には世に稀なる名君と稱せ

○事ヲ成スハ勉強ニアリ。勉強シテ學問スレバ、見聞博クシテ、智識益々明ナリ。勉強シテ道ヲ行ヘバ、德義日ニ進ミテ大ニ功アリ。

○塙保己一は盲目なり、かさも、學問を好み、これが爲に、寝食を怠ることあり、常に人に書を讀ませて、聽きけるに、さとりはやければ、能く記憶して、あらゆる古書に通曉し、四十五年の間に群書類從數百卷を編次せり、或夜講釋の席にて、風のために、燈火の消したる時、門人等、先生暫く待給はれ、只今



塙保己一講義
の席にて燈火
の消なしと
目あきの不自
由なるを笑ふ

燈をつくる程にといひたれば、保己一笑ひて、さて
さて目あきは、不便のものよといひたりとなり。

第六 耐忍

○事業ヲ成就セシニハ、剛毅ニシテ屈セザル
耐忍ノ力十カルベカラズ。

○困難愈々甚シケレバ、愈々多ク勞苦スベク、
危険愈々甚シケレバ、愈々多ク勇氣ヲ奮フベ
シ。

○尺蠖ノ屈スルハ、伸ビシヲ欲スレバナリ、其

志ヲ成サントセバ、如何ナル窮屈ヲモ、耐忍ス
ベシ。

○天ノ將ニ大任ヲ是人ニ降サントスルヤ、必
ズ先ヅ其心志ヲ苦メ、其筋骨ヲ勞シ、其體膚ヲ
餓ヤシ、其身ヲ空乏ニシ、行其爲ス所ニ拂亂ス
ルハ、心ヲ動カシ性ヲ忍ビ、其能クセザル所ヲ、
曾益スル所以ナリト云ヘリ。

○舊仙臺藩士伊達邦直は、明治二年、北海道開拓の
ことを思立ち、翌年よりうの舊臣を率ゐて、移住せ

トに、もとより住む人もなき荒野なれば、熊・狼のれ
うれさへあるを、邦直莫大の費用を擲ち、衆を勵まし
て開墾を始めたり、うの間いふべからざる困難あり
一を、邦直は物の數ともせず、辛苦經營二十年に
及びければ、産業も開け、戸口も賑ふに至りたり、明
治十四年、主上北海道に巡幸せさせ給ひ一とき、
邦直を行在所に召させられ、拜謁を賜はりて、其功
を賞一給ひ、やがて從六位に叙せられたり。

第七 謹慎

○常ニ其身ヲ慎ムモノハ、能ク爭論ノ端ヲ塞
ギテ、平生ハ人ニ敬ハレ、事アル時モ、不測ノ禍
ヲ免ルゝモノナリ。

○假令身ニ學藝アリトモ、謹慎ノ心ナクシテ、
妄二人ニ誇ルモノハ、却テ人ニ侮ラルゝコト
アリ。學藝ハモト身ヲ立て、譽ヲ得ルノ具ナ
レドモ、唯く一ノ謹慎ヲ缺ク時ハ、却テ其身ノ
禍ヲ招ク。慎ムベキコトナリ。

○紀長谷雄は、菅原道真の門人にて、博學の聞高

かり一も、慎深き人なりければ、己ノ賢ニ誇ルコト
ナカレしなじいへる語を、装束の袖に書いて、自ら戒
めたる程の人なり、嘗て三善清行と文を論ぜりと
き、清行いたく長谷雄を罵りけれども、長谷雄はこ
れと争はず、これを聞く人、長谷雄を譽めて、却て清
行の慎薄きを誹れりとす。

第十八 守分

○人ハ常ニ身ノ分限ヲ守ルベシ。ナマジヒ
ニ、人ノ榮達ヲ羨ミテ、不義ノ富ヲ得ントスレ

バ、却テソノ身ヲ亡ボスモノナリ。
○マタ常ニ奢ヲ禁ズベシ。奢ノ心一タビ長
ズレバ、イカ程ノ身代ナリトモ、忽ニ傾クモノ
ナリ。

○人ニハ富ム時アリ、貧シキ時アリテ、榮枯・得
失常ナラヌモノナリ。心靜ニ覺悟シテ、身ヲ
慎ミ、業ヲ勤メバ、却テ永ク榮ユベシ。

○徳川家康、或時近習のわかき者に向はれ、汝等身
をたもつに、肝要の語あり、五字にていふもあり、七

字にていふもあり、いづれをか説聞かすべしと、いはれしに、兩つながら、承りたしと申せば、五字にしていふは「うへをみな、七字にていふは「身のほどを夫知れ」なり、汝等常に此言を忘るべからずと、宣ひ」とテ、家康が身を終るまで、驕奢を慎みたるを見てても、これ等の誠を守りしを知るべし。

第九 節儉

○一寸ノ糸、一粒ノ米モ、其用ヲツヽシムベシ。
ソノ成レル本ヲ思ヒテ、妄ニ費ヤスベカラ

ズ。
○カエル微細ノモノト雖モ、其本ハ皆多ノ一人手ヲ費ヤシ、多ノ歳月ヲ積ミテ、成リタルモノナリ。
○其辛苦ト時日ノ貴トヲ知ラバ、決シテ粗末ニスベカラズ。
○カ、ル微物モ、ソノ用ヒ方ヲ撰ミ、巧ニ使フ、
ヲ、家事ヲ理ムルニ上手ナルモノトハ云フナリ。

○コノ心得アル人ハ、家富ミ榮エテ、行未必ズ幸アルベシ。

○酒井忠勝、常に茶坊主に紙きれをよらせられて、ニ文箱の上封ドの料に用ひられたり、ある時近臣に、文箱を封せしめられたるに、うの者紙よりの真中十にて結びて、跡先をきり棄てたるを、忠勝は見て不興し、うの紙よりも、片端を以て封ド。まば、一本にて三度の用をなすへきに、真中にて結びたれば、一度入より外益にたゞ、扱く汝は儉約の道を知らぬ者

かなと、誠められたりとなん。

第十 交誼

○人ノ朋友アルハ、忠孝ノ行ヲ相助ケンガ爲ナリ。故ニ一旦信義ヲモテ、交リタル朋友ハ、假令、議論相合ハザルコトアリトモ、忠孝ノ道ニダニ背カズバ、輕ニシク交ヲ絶ツベカラズ。○朋友ノ行フ所、忠孝ノ道ニ外レ、人倫ノ道ニ戾ル事アラバ、少シモ宥スベカラズ。嚴シク諫メテ、聽カザル時ハ、直ニ交ヲ絶テ可ナリ。

○小河天門・飛鳥圭洲の友人に、其母を失ひたる者
あり、いたく哀みて、血を吐くまでに嘆き一が、病の
初となり、一年餘も町卧しければ、家財漸く盡きて、
いと貧しくなりぬ、これが爲に、又父の憂を増さん
ことを歎き、天門・圭洲の二人に向ひて、金百両を借
らんことを求めけるに、二人は朋友の孝道を助け
ん爲ならば、百両の金惜むべきにあらずとて、速に
之をとゝのへて、贈りたりとぞ。

第十一 納諫

○人ノ我ヲ諫ムルコトアラバ、悦ビテ受ケ、ソ
ノ惡シキヲ改ムベシ。僅ナル物ヲ贈ラレテ
スラ、悦ビ謝スル習ナルニ、况シテ我非ヲ矯メ
ントスル、有難キ賜物ナレバ、恩義ノ深ヲ謝セ
ズシテヨカラシヤ。

○我ヲ諫ムル恩人ハ、其情、父母兄弟ニモ等シ
カルベシ。敬ヒ親ミテ、ゾノ恩ヲ忘ル、コト
十力レ。

○諫ヲ聽キテ、其言フ所正シト思ハ々、直ニ我

行ヲ改ムベシ。但入ノ見ル所、各々異レバ、諫ムル所、我ニ益ナキコトアリ。故ニ忠孝ノ道ヲ目當トシ、事ノ利害ヲ熟慮シテ、我守ル所ヲ定ムベシ。

○他人ノ我ヲ諫ムル事アランニ、其事他人ニハ行ヒ得ラルゝモ、我ニハ行ヒ得ラレヌ事アリ。サレドモ、ソレニ拘ラズシテ、諫ムル人ノ厚意ヲ思フベシ。

○藪孤山は、幼少の頃より、ふるまひ輕卒にて、れ



藪孤山友
人の諫を
聽く

ちつかざりければ、常にこれが爲に、父の呵責を受けたるも、猶ほうの辯失せざりけり、後江戸に游學すとて、國を出立たんと一けるとき、其友李紫溟いたく之を諫めいかば、孤山は、父が在世の頃の訓誠など思出で、紫溟の諫の深切なるに感じ、遂にうの惡一き習を、矯め得たりとなん。

第十二 誠實

○誠實ナラヌ人ハ、己ノ誠ヲ盡サズシテ、人ヲ疑フガ故ニ、人モ亦コレヲ疑フ。

○故ニ世人ノ信用ヲ得ント思ハミ、其心ヲ誠實ニシテ、人ノ誠ナラヌヲ咎メズ、又人ヲ疑フノ念ナク、其行ヲ慎ミテ、陰日向カタヒタアルベカラズ。

○誠實ヲ以テ得タル信用ハ、石ヨリモ堅シ。石ハ碎クベケレドモ、誠實ノ信用ハ、碎クベカラズ。

○大神澤一といへる盲人、或日他處より金を受取

りて、其後これを人に見せしに、贋金なりき、時に○
の人の曰ふ、これは贋物に相違なきが、さりとて空
トく、棄てんことを益なきわざなり、人に知られぬ
やう、使ひたまへと勧めしに、澤一は色を正して、人
の我を欺くは、其人の不正なり、我また其不正にな
らひて、いかにして他人を欺くべきとて、鐵鎌を取
寄せ、自ら其金を打碎きて棄てたりとす。

第十三 禮敬

○人ノ行ハ、鏡ニ對シテ、其影ヲ映スガ如シ。

- 其身ヲ恭シクスレバ、其影モ亦恭シク、無禮
ナレバ、ゾノ影モ亦無禮ナリ。
- 己禮儀ヲ行ハズシテ、禮儀ヲ人ニ望ムハ、種
ヲ時カズシテ、實ヲ願フガ如シ。何程願フト
モ、實ノナル時アランヤ。
- 恭謙・禮讓ハ人ノ美德ナリ。美德ヲ棄テ、
取ザルハ、目ナキ者ノ仕業ナリ。
- 人ノ師トナリ、人ノ長トナリテ、ゾノ身世ニ
出デンコトヲ期スル人ハ、禮敬ナクシテ、ヨカ

ランヤ。

○○文覺は、西行法師と同ド頃の僧なり、常に西行の
事トわざを悦ばず、出家は道を修むるを業とすべき
に、彼が此處・彼處をさまよひあるきて、歌よみ三昧
子に日を送るは、實に佛門の大賊なり逢見んところ
にて、必ず打懲らしてんといひけるに、其後西行・文
覺の許にゆきて、逢ひけるにいとれちつきて、物い
ひふるまひ隙間もなかりければ、文覺も打解けて
語らひぬ、文覺の門人、師の振舞の始め言ひしに違

へるは、如何にと尋ねければ、西行は我に打たるべ
きものに・あらずと、答へけりとなん。

第十四 仁慈

○仁慈ハ、只く金錢ヲ施スコトノミニ限ルベ
カラズ。智アル者ハ智ヲ以テ人ヲ救ヒ、身健
ナル者ハ力ヲ以テ人ヲ助クベシ。是レ亦仁
慈ナリ。

○殊ニ人ノ窮厄ニカル時、其助カルベキ方
ヲ教ヘ、又水火・震災ノ時、溺ル、ヲ救ヒ、焼タル

ヲ防ギ、壓サレタルヲ扶クルナド、極メテ大ナル仁慈ナリ。

○古語ニ曰ク、「仁ヲ欲スレバ、コヽニ仁到ル」ト。人苟モ人ノ爲ニ利アランコトヲ願ハゞ、其身即チ仁者ナリ。

○楠正行吉野に朝參の途にて、女子の助を呼ぶ聲聞にければ、急ぎ行きて見るに、數人の兵士、若き女子をかきはかすなりけり、正行兵士を逐散らして、女子を救ひけるに辯べん内侍ないじとて、吉野の宮女なりけ

れば、これを御所に送りまゐらせ一に、後醍醐帝深くこれを賞ト給ひけり。

第十五 報恩

○人ハ報恩ト云フコトヲ知ルベシ。一旦恩義ヲ受クルコトアラバ、終身之ヲ忘ルベカラズ。

○若シ恩義ヲ受ケシ人ニ災厄アラバ、碎骨・粉身シテ、之ヲ救助センコトヲ計ルベシ。

○古語ニ曰ク、「人ニ施シテハ念フ勿レ、施ヲ受

ケテハ忘ル、勿レト。世ニハ動モスレバ、恩惠ヲ受ケテ之ヲ忘却シ、人ニ施セシ恩惠ハ、心ニ留メテ永ク忘レザルモノアリ。最モ卑ムベキコトナリ。

○周防の國に、六松といふ人ありけり、幼き時より、同村の豪農三右衛門の家に仕へけるが、常にまめたちて働き、すこしも怠ることなかりければ、主人も目をかけて之を使ひたり、然るに主人の運つたなくして、うの家次第に衰へければ、六松いたくこ

六松主家の衰微を歎
き日夜勉勵してこれ
を起しかへさんとす



れを憂へ、更に他の家の僕となり、うの給金をば、皆三右衛門にみつぎて、うの暮を助け、數年の間、只管忠實を盡しけるに、三右衛門も亦怠ることなく、業を勵みければ、家運漸く開けて、遂にもとの富豪に立返りぬ、領主毛利侯これを聞かれ、深く六松の節義を賞一たりといふ。

第十六 公益

○公益ノ事業ヲ起サントセバ、能ク忍耐ノ志ヲ勵マシ、イカナル艱難ニ當リテモ、中途ニシ

テ止ムベカラズ。若シ一代ニシテ成リガタクバ、コレヲ子孫ニノコシテ、成功ヲ謀ルベシ。
○子孫タルモノ、父母ノ志ヲ繼ギテ、ゾノ業ヲ大成スルハ、只ニ孝道ノ美ナルノミニアラズ、國ニ對スル忠節ニシテ、ゾノ功最モ大ナルベシ。

○或ハ會社ヲ結ビ、衆力ニヨリテ公益ヲ圖ラントセバ、廣ク衆人ノ言ヲ聽キ、我度量ヲ大ニシテ、衆人ノ心力ヲ一致セシメヨ。

○世ニハ、公益ヲ名トシテ、竊ニ私利ヲ營ムモノアリ。遂ニ公利・公益ノ寶ヲ害シテ、眾ハ家ヲモ破ルニ至ル。ユメノく是等ノ所行アルベカラズ。

○樋原小左衛門は、渡島の國松前の人にて、世々漁大穢を業とし、今の戸主小左衛門まで、既に十一代の舊家なり。今の小左衛門の代に至りて、その事業を擴張し、千島の端より、北見・天鹽の濱まで、幾處となぐ漁場を開き、盛に漁獵を營みて、西洋形帆前船數

艘を作り、傍ら物産運漕の便を開くなど、國益を興すことを少からざりければ、官より屢々褒賞を賜はりたり。

第十七 尊王

○我國ニ生ル、モノ、誰力尊王ノ心十カラニヤ、皇城ヲ拜シ、大廟ヲ拜シテ、誰力中心恭敬ノ念ヲ生ゼザルモノアランヤ。

○汝等、聖影ニ對シ奉ルコトアラバ、一身敬禮シテ、聖壽ノ無疆ヲ祈リ奉ルベジ。

ふる雪もてらす日影も君が代の
空につきせぬためなりけり。

大海のしほひて山になるまでに

君はかはらぬ君にましませ。

○北條高時の後醍醐天皇を隱岐に遷し奉るや
新田義貞は護良親王の令旨を奉りて、義兵を上
野の國に起し、鎌倉に押寄せて、これを攻落し、高時
を始め、北條氏の一族を誅して、朝敵討滅の大功を
立てたり、後足利尊氏叛して、朝廷にいむかひ奉

り一を、義貞勅を奉りて之を討ち、其子弟と共に、ひ
せたすら忠戦に力を盡して、屢々敵を破り、越前の國
にて潔く討死せられたり。

第十八 國民ノ務

○人ハ共同一致ノ肝要ナルヲ知ル可シ。小事ト雖モ、一人ニテハ成シ難クシテ、他人ノ力
ヲ要ルコト多シ。况ヤ其他ノ事ヲヤ。

○一家ニ於テハ、家族相親睦シテ、家業ヲ勵ミ、
一家ノ繁昌ヲ計ルベシ。

○一町・一村ニ於テハ、互ニ相協力シ、患難相救ヒ、緩急相助ケ、公利ヲ起シ、公益ヲ計リ、其土地ノ繁盛ヲ圖ルベシ。

○一國ノ民トナリテハ、能ク國法ニ服從シ、租稅・兵役等ノ義務ヲ怠ラズ、進ミテ殖産・興業ノ道ヲ講ジ、富國・強兵ノ基ヲ堅クシ、上ハ皇室ノ御稟威ヲ増シ、外ニ對シテハ、我國光ヲ輝力サンコトヲ圖ルベシ。是レ皆國民ノ共同一致シテ、其力ヲ盡スニヨリテ、其効ヲ收ムベキ

モノナリ。

○土佐の國幡多郡半家村は、四萬十川のみな上にあ
る一小村なれども、風俗質朴にして、村内よく共同
し、吉凶・禍福相とひて、田租を始め、凡うれほやけに
納むる物は、皆其期に先ちて之を納め、少一も郡吏
の督促をうけたることなし、此村に眠食するは、皆
れほやけのれ蔭なれば、其國恩報いでやはあるべ
きといひ合へり、若一病にかかり、又は年老いて業
半廢をとること能はざるものあれば、村民互ふ之を助

半家村の人
民は心すな
ほにして常
に相助け年
貢等も怠り
なく納めた

道ヲ
人神
サ○
多
事。



けて賦役をとゝのへ、破産に至らざらむ、斯の如
く一村舉りて、利害を共にする故、凶年・饑歳に遇ふ
ことあるも、難澁するものなく、村内七十餘戸、なほ
一家のごとくとぞ。

高等科用 皇民修身鑑 卷之六 終

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版
版權 所有

高等科生徒用 皇民修身鑑

定價金八錢五厘

著者 學海指針社

東京市日本橋區村松町七番地

小林 八郎正郎

印

東京府平民

發行兼

發賣所

賣捌所

集英堂本店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

集英堂支店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

木本宇都宮大工町

各府縣下書肆



